



# 出産・子育て応援交付金について

## 1 事業の目的及び趣旨

核家族化が進み、地域のつながりも希薄となる中で、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備が喫緊の課題である。

こうした中で、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体的に実施する。

## 2 事業の対象者

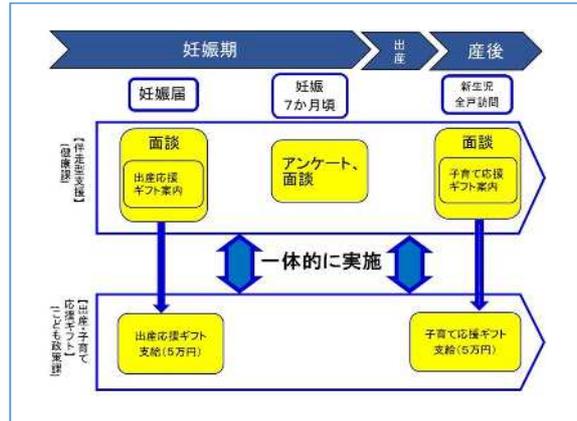
令和4年4月以降に妊娠届出及び出産された方

今年度対象者:約2,400人

## 3 事業開始予定日

令和5年3月1日

## 4 事業の内容



### ■伴走型相談支援事業

妊娠届出時より妊婦や子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談等を行うことを通じて必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図る。

### ■出産・子育て応援ギフト事業

妊娠届出や出生届出を行った妊婦等に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援を実施する。

## 5 事業の流れ(イメージ)

事業開始(予定)日(3月1日)を基準に、3通りのパターンでギフト支給を行います

- ① 事業開始(予定)日(3月1日)以降に妊娠届出をし、出産した場合【下図①参照】  
⇒妊娠届出時に面談を実施し「**出産応援ギフト**」を、出生届出後に面談を実施し「**子育て応援ギフト**」を支給
- ② 事業開始予定日前に妊娠届出をし、事業開始日以降に出産した場合【下図②参照】  
⇒出生届出後に面談を実施し「**出産応援ギフト**」と「**子育て応援ギフト**」を一括して支給
- ③ 事業開始予定日前に妊娠届出をし、出産した場合【下図③参照】  
⇒事業開始日以降に簡易アンケート等を実施し「**出産応援ギフト**」と「**子育て応援ギフト**」を一括して支給

